

農業者年金の死亡手続きについて

農業者年金受給者及び被保険者がお亡くなりになられた場合は、「農業者年金死亡関係届出書」の届出が必要です。

届出が遅れますと、亡くなられた方に対し、年金が余分に支払われる恐れがあり、その場合は過払い分の年金を返還することになりますので、ご注意ください。

【必要書類】

- ☐ 請求者の認印
- ☐ (受給者の場合)農業者年金証書 ※紛失の場合は手続きの際、申し出てください。
- ☐ 死亡した方の死亡日を明らかにすることができる戸籍謄本など
- ☐ 窓口にてられた方の本人確認できるもの

また、〈未支給年金や死亡一時金がある場合〉は

- ☐ 死亡した方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本
- ☐ 請求者の通帳

※ 請求できる人は、死亡した人の死亡当時生計を同じくしていた人で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

(未支給年金の請求は、第3親等内の親族まで請求できます。)

【問い合わせ】 ※届出にお越しの際は、事前連絡をお願いします。

・名取市農業委員会事務局 ☎ 022-724-7154

・仙台農業協同組合

美田園支店 名取市美田園六丁目15-6 ☎ 022-382-3125

館腰支店 名取市植松三丁目4-5 ☎ 022-382-2105

名取西支店 名取市愛島郷二丁目1-1 ☎ 022-384-7611

増田支店 名取市増田二丁目6-34 ☎ 022-382-2191